

市役所からのお知らせ

児童手当現況届を 受け付けます

●児童手当現況届とは

現在、児童手当を受けている人は、毎年6月に「現況届」を提出する必要がある。

この届は、養育している児童の数、所得額、年金の加入状況、住所などを確認し、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかを審査するためのものです。

現況届の提出が必要な人には、6月上旬以降に市役所から通知書を郵送します。通知書を受け取った後、必ず期限内に提出してください。提出がない場合、6月分以降の手当が受けられません。

●提出書類

通知書を確認の上、現況届と添付書類を提出してください。

●提出方法

▽郵送する場合

現況届と添付書類を子育て支援課あてに郵送してください。

▽市役所に持参する場合

市役所1階多目的ホールで受け付けます。(9時30分～16時。土・日曜日、祝日を除く)

●受付期間

6月8日(月)～7月3日

(金)必着

●送付・問い合わせ先

〒818-8686(住所記入不要)子育て支援課 子育て支援担当

支援担当

介護保険料の通知書を 発送します

●「普通徴収」で納付する人

6月中旬に「介護保険料納入通知書」を送付します。

●「特別徴収」で納付する人

7月中旬に「介護保険料賦課決定通知書」を送付します。

●普通徴収とは?

納付書または口座振替で納付する方法です。新たに65歳になった人、市に転入したばかりの人、年金が年額18万円未満の人が対象です。納期は6月～2月の9回です。

※年度の途中から特別徴収になる人は、その前月までが納期となります。

●特別徴収とは?

年金の支払月(年6回)に、年金からあらかじめ差し引いて納付する方法です。年金が年額18万円以上の人が対象です。

※年金が年額18万円以上でも普通徴収となる場合があります。

4月、6月、8月の保険料額は、前年度の保険料段階を参考に徴収しています。今回の通知により、令和2年度の保険料年額や10月以降の1回ごとの保険料額を決定しています。が、次年度以降の金額をなるべく均等な額にするため、8月の保険料額を変更している場合がありますので、通知書を確認してください。

●問い合わせ先 高齢者支援課 介護保険担当

貯水槽水道の衛生管理

高い建物は、配水管からの水圧のままでは給水できないので、水道水をいったん貯水槽にため、ポンプで圧力を加えて各階に給水します。このような建物内水道を総称して「貯水槽水道」と呼び、貯水槽から蛇口までの設備や水質の管理は設置者の責任で行うことになっています。

休館中の市施設について

感染症の拡大防止のため、一部の市施設を臨時休館としていましたが、緊急事態宣言の解除を受け、準備が整い次第、順次開館します。開館状況は、所管課またはホームページでご確認ください。

●問い合わせ先 筑紫野市新型コロナウイルス感染症対策本部

貯水槽の有効容量が10m³を超える「貯水槽水道」は「簡易専用水道」として水道法によつて年1回の清掃実施と法定検査を受けることが義務付けられています。

また、簡易専用水道以外(10m³以下)の貯水槽水道の設置者も簡易専用水道に準じて、管理し検査を受けるよう努める必要があります。

市では、簡易専用水道などについて「筑紫野市専用水道及び簡易専用水道に関する規則」を定めています。詳細はホームページをご参照ください。

※「貯水槽水道」の設置者は、入居者の安全な生活を守るためにも衛生管理には十分に配慮してください。

また、毎年1回以上、受水槽・高置水槽の清掃が必要です。

●問い合わせ先 上下水道工務課 給排水担当

■料金や申込方法の記載のないものは無料または申込不要です。

■申込・受付などの期間で記載のないものは、土・日曜日、祝日、年末年始を除きます。

国民健康保険・後期高齢者医療 はり・きゅうの助成制度

市では、健康の保持・増進のため、一定の助成が受けられる「はり・きゅう受療証」を交付しています。

●**受療方法** 市指定のはり・きゅう施術所で施術を受けるときに、保険証と一緒に提示してください。

●**助成内容** 施術1回につき次の金額を助成します。(マッサージなどは適用外)

▽1術(はり・きゅうのいずれかを受療) 650円

▽2術(はり・きゅうの両方を受療) 770円

●**助成限度** 1日1回、かつ1カ月に10回まで(1疾病に限る)

●**施術の範囲**

神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症

●**申請に必要なもの**

本人確認できるもの(保険証、免許証、パスポート、住基カードなど)、印鑑

※郵送申請もできます。詳細は問い合わせください。

■**すでに受療証を持っている人は【国民健康保険被保険者】**

受療証の有効期限は令和2年6月

30日までです。7月以降も受療証が必要な場合は、申請をしてください。なお、新しい受療証の申請は6月3日(水)から受け付けます。

●**申請・問い合わせ先**

国保年金課 国保担当(市役所1階2番窓口)

【**後期高齢者医療被保険者**】

受療証の有効期限は令和2年6月30日までです。7月以降も使用できる新しい受療証は郵送します。ただし、令和元年7月〜令和2年3月に受療証を使用しなかった人には送付しませんので、必要な人は申請をしてください。

●**申請・問い合わせ先**

国保年金課 医療年金担当(市役所1階1番窓口)

事務事業外部評価委員会の市民委員を募集します

市が実施する事務事業について、目的の妥当性、有効性、効率性などを外部の第三者が審議する「筑紫野市事務事業外部評価委員会」の市民委員を募集します。

●**応募資格** 次の全てに該当する人。

- ①市内在住の人
- ②委員会に出席できる人

③市政について熱意と関心がある人
※すでに三つ以上の市の付属機関(審議会、委員会、審査会など)の委員に就任している人は応募できません。

●**任期** 2年

●**会議の開催** 9月から11月の間に4回程度、委員会の会議を開催する予定です。(月〜金曜日の9時〜17時)

●**募集人員** 3人(男性1人、女性1人、男女問わず次点の人1人)

●**応募方法** 小論文(未発表のもの。提出された小論文は返却しません)とともに「住所・氏名(ふりがな)・性別・生年月日・電話番号」を明記して郵送、直接持参、電子メールいずれかの方法で応募してください。

すでに市の付属機関などの委員に就任している人は、その付属機関名も記入してください。

●**小論文** 「筑紫野市が発展していくために」をテーマに、400字

詰め原稿用紙2枚程度。

●**募集期間** 6月1日(月)〜6月19日(金)17時必着

●**委員選任のための審査** 小論文を選考委員会で審査し、委員の選任を行います。また、応募者全員に審査結果を通知します。

●**申し込み・問い合わせ先**
▽〒818-8686(住所記入不要)企画政策課 企画政策担当
▽電子メール
kikaku@city.chikushino.fukuoka.jp

所有地の草刈りをしましょう

草や木が伸びていると犯罪や火災の発生原因になることがあります。また、街の美観や清潔な生活環境を乱すことにつながり、隣近所に迷惑をかけることにもなります。空き地や空き家などの所有者、占有者、管理者は、年2回(春・秋)程度は責任を持って草や木を刈りましょう。

※有料で造園業者、土木業者、筑紫野市シルバー人材センターなどに直接連絡し、作業を依頼することも可能です。夏場は混み合いますので、早めに申し込みましょう。

●**問い合わせ先** 環境課

■料金や申込方法の記載のないものは無料または申込不要です。
 ■申込・受付などの期間で記載のないものは、土・日曜日、祝日、年末年始を除きます。

感染拡大防止のため スポーツ事業を中止します

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、次のスポーツに関する事業の開催を中止します。

▽生涯スポーツセミナー（6月6日開催予定）

▽いきいきニュースポーツ広場（6月21日開催予定）

▽第35回筑紫野市民水泳大会（7月12日開催予定）

▽第63回福岡県民スポーツ大会夏季大会（8月9日開催予定）・秋季大会（9月26日・27日開催予定）

●問い合わせ先 文化・スポーツ振興課スポーツ振興担当（生涯学習センター内）☎（925）4802

感染拡大防止のための ウォーキングやジョギング

●ウォーキング

①人が多いところを避ける

ウォーキングを行う際には、人が集まる場所を避けて行いましょう。

また、公園では、空いている時間、場所を選びましょう。

②他の人との距離の確保

同じ方向に向かって歩く人とは、距離（5m程度）をとりましょう。

●ジョギング

①場所は人が多いところを避ける

ジョギングは、ウォーキングに比べて、呼吸が激しくなるので、ウォーキング以上に人が集まる場所を避けましょう。また、公園では、空いている時間、場所を選びましょう。

②他の人との距離の確保

同じ方向に向かって走る人とは、距離（10m程度）をとりましょう。

●問い合わせ先 文化・スポーツ振興課スポーツ振興担当（生涯学習センター内）☎（925）4802

集団健診を中止します

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度に実施予定の集団健診は当面の間、中止します。予約受付も当面、中止します。

すでに申し込みをしている人には、別途連絡をします。

再開の際には、広報紙、ホームページでお知らせします。

●問い合わせ先 健康推進課（カミリーヤ内）☎（920）8611

進めよう男女共同参画

6月23日～29日は「男女共同参画週間」です。

「男女共同参画社会」とは、職場や家庭、地域などあらゆる場で「男だから」「女だから」といった固定観念にとらわれず、全ての人がその個性と能力を十分に発揮できる社会のことを言います。

日常生活の中で、固定的性別役割分担意識について疑問を感じたら、男女共同参画について、見つめなおしてみませんか？

●問い合わせ先 人権政策・男女共同参画課 男女共同参画担当

内閣府による

「DV相談+（プラス）」開設

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う生活不安・ストレスなどにより、DV（配偶者などからの暴力）の増加、深刻化が懸念されることから、新たな相談窓口「DV相談+」が開設されました。

▽24時間電話相談 ☎0120（279）889（つなぐはやく）

▽メール相談 24時間受付対応

▽SNS相談 12時～22時

※SNS相談は外国語での相談にも対応（英語、中国語、韓国語、タガログ語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語）

●詳細は内閣府ホームページ「DV相談+（プラス）」をご覧ください。

☎ <https://soudanplus.jp/>

★緊急の場合は警察署に相談するか110番へ！

●問い合わせ先 人権政策・男女共同参画課 男女共同参画担当

施設や家庭でのライトダウンにご協力ください

夜の空を彩る星たち。私たちははるか昔から、星空を見上げ、方角を知ったり、星座を見つけたりして生活してきました。そんな星も、今では人工的な光に圧倒されて輝きを失い、きれいな星空が見られる場所は貴重です。近年では、明るすぎるライトアップなどによって引き起こされる「光害」が問題になっています。

雲のない澄んだ空の日は、ライトアップやイルミネーション、家庭の明かりを消してみませんか。

●問い合わせ先 環境課

資産等報告書の閲覧

市長、副市長、教育長および市議会議員から提出された資産等報告書は、筑紫野市政治倫理条例第4条の規定により閲覧することができます。 ※資産等報告書は、毎年1月1日現在の資産、地位および肩書ならびに前年1年間の収入、贈与、もてなし、税などの納付状況について提出されるものです。

- 閲覧開始日 6月12日(金)
- 閲覧場所 情報公開コーナー(市役所4階)
- 閲覧時間 8時30分～17時
- 問い合わせ先 総務課

「生物多様性」を知っていますか？

生物多様性とは、多種多様な生き物たちのつながりがある状態です。

- 筑紫野市の生物多様性

地球上の自然は、たくさんの生き物の命の営みの中で育まれたものです。つまり、身の回りの生き物たちが一種類でも欠けていけば、今と同じ風景を見ることはできませんでし

た。筑紫野市の自然の豊かさを大切にするには、生き物たちを守る必要があります。

● 生物多様性とは

「生物多様性」には、次の三つの段階があります。

① 遺伝子の多様性

人間の髪や肌の色、血液型などが違うように、同じ種類の生き物でも一匹ずつ違いがあります。

② 種の多様性

さまざまな生き物が食物連鎖や共生、寄生などで網目のようにつながって生きており、これを生態系と言います。

そのため、一種類の生き物がいなくなるだけで、他の種類の生き物たちまで生きていけなくなることもあります。

③ 生態系の多様性

田んぼや川、山などの多様な環境に適応した生態系は、その場所だけのものです。

● 生物多様性のめぐみ

生物多様性は、人間が生きるために、かけがえのないものです。身の回り的大気や水、食料、新しい製品開発のヒントなど、さまざまなものをもらっています。地域独自の歴史や文化も育んでいます。

● 生物多様性を守るために

ごみで環境を汚さない、電気の無駄遣いをしないといった、地球への気遣いが大切です。

また、近年話題の外来種も、もともとは人が飼っていたものが大半です。生き物は最期まで飼う、できないなら飼わないことも大切です。

● 筑紫野市の自然を見に行こう

「自然観察会」などのイベントを開催しています。詳細は広報紙やSNSで随時お知らせします。

● 問い合わせ先 環境課



生物多様性についての市HP



外来種についての市HP

6月1日から水道週間が始まります

● 第62回水道週間スローガン

「飲み水を未来につなごう ぼくたちで」

水は国民の生活に不可欠なものであり、その水の安定的な供給を目指してこれまで水道の整備が図られてきました。

現在では、ほぼ全域にわたる普及

率を達成し、今や水道は生活基盤として欠かせないものになっています。

その一方で、水道施設の老朽化の急速な進行や耐震化の遅れ、人口減少に伴う料金収入の減少などの課題に直面していることも現実です。

水道を取り巻く時代の変化に対応し、将来にわたり持続可能な水道とするためには、水道の基盤の強化に早急に取り組む必要があります。

東日本大震災や近年の大規模災害などを教訓にして、災害対策、危機管理面の強化も大切な取り組みとなります。

こうした状況を踏まえ、水道の現状や課題について理解を深め、今後の水道事業の取り組みへの協力を得るため、「水道週間」に広報活動を実施します。

● 問い合わせ先 上下水道料金総務課

- 料金や申込方法の記載のないものは無料または申込不要です。
- 申込・受付などの期間で記載のないものは、土・日曜日、祝日、年末年始を除きます。

市役所からのお知らせ

介護保険施設の負担が軽減される場合があります

申請により「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けることで、食費と居住費（滞在費）が減額される場合があります。

●対象者

- ①生活保護を受給している人
- ②住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も非課税）で、預貯金等が単身で1000万円以下、夫婦で2000万円以下の人

※軽減の有効期間は申請を受け付けた月の1日までしかさかのぼれませんので、サービスを利用する前、またはサービスを利用する月中に申請をお願いします。

●対象の施設とサービス

- ▽介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ▽地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）
- ▽介護老人保健施設
- ▽介護療養型医療施設
- ▽介護医療院
- ▽短期入所生活介護・療養介護（ショートステイ）

●問い合わせ先 高齢者支援課介護保険担当

消費生活センターだより



消費生活センター相談専用電話

(923) 1741

平日

● 9時～11時45分
● 13時～16時30分

消費者基礎講座を開催します

筑紫野市消費生活センターでは、市民の皆さんに悪質商法や消費生活に関する被害を少しでも防止してもらうため、専門知識を持つ生活の達人を講師に招き、「筑紫野市消費者基礎講座」を開催します。

- 場所 生涯学習センター3階学習室5
- 時間 10時～12時
- 定員 先着60人
- 申込方法 ハガキ、FAX、電子メールのいずれかで「①住所②氏名③電話番号④希望する講座（第〇回）と講座名」を明記の上、申し込んでください。複数の講座に申し込み可。受講確定者には、受講決定通知を送付します。
- 申込期限 6月12日(金)まで
- 申し込み先 〒818-8686(住所記入不要) 筑紫野市危機管理課宛
▷FAX (921)8666
▷電子メール anan@city.chikushino.fukuoka.jp

※講座内容は、変更する場合があります。

●講座日程・内容・講師

第1回 7月1日(水)	「知っておきたい！ 旅行の知識～トラブル回避のポイント～」 講師 長岡 俊和さん(西鉄旅行株式会社顧問)
第2回 8月5日(水)	「サイバー犯罪の現状と対策」 講師 福岡県警察本部サイバー犯罪対策課
第3回 9月2日(水)	「消費者が知っておくべき民法改正の知識」 講師 南正覚 文枝さん(弁護士)
第4回 10月7日(水)	「骨・カルシウムセミナー」 講師 雪印メグミルク株式会社
第5回 11月4日(水)	「私たちの暮らしと公正取引委員会」 講師 公正取引委員会九州事務所